

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 8 号

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町町税条例施行規則(昭和60年寒川町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第6号中「家屋」を「土地及び家屋」に、「2分の1」を「10分の8」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町町税条例施行規則第16条第1項第6号の規定は、平成27年度分の固定資産税の減免から適用し、平成26年度分までの固定資産税の減免については、なお従前の例による。